

令和5年5月10日

保護者様

神根地区小・中学校校長会
神根地区PTA連絡協議会
川口市立神根中学校
校長 松村 一人
PTA会長 岡村 涼子

携帯電話・スマートフォンの使用について指導徹底のお願い

新緑の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご支援・ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、携帯電話・スマートフォンについてですが、お子様に持たせるかどうかは、各ご家庭の方針に従い、その目的や必要性から、保護者が判断するものとなります。しかしながら、携帯電話・スマートフォンを持つことによる、様々な弊害が生じている現状がございます。

学校では、発達段階に応じ、携帯電話・スマートフォン等の情報機器との向き合い方の指導（使用に伴うトラブルやいじめ、犯罪被害の防止と適切な対処、よりよい人間関係づくり等）に取り組んでおります。

つきましてはご家庭でも、お子様に携帯電話・スマートフォンを持たせるにあたり、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処について、管理・指導の徹底をお願い申し上げます。

なお、神根地区小・中学校の共通事項として、各ご家庭で管理・指導していただく内容を下記に示させていただきます。趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分・休日 60 分を目安とする。(就寝時や深夜の使用禁止)
- (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (7) SNS での友達への反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。

※ 上記以外の使い方については、お子様と話し合ってその都度ルールを作成してください。

(例：使用はリビングのみ。午後9時になったら電源を切る。夜間は親に預ける。等)

2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) お子様に携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等をお子様とともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ずお子様と確認する。
- (2) お子様が使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的にお子様の使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用をさせないように、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や警察、その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。